

道路法第 24 条による工事について

歩道に乗入施設を設置するなど、道路管理者以外のものが道路工事を行うためには、道路法第 24 条の規定による承認申請書の提出が必要となります。

【要件】

工事目的等が次の要件を満たしていること。

- ①市道の機能向上または機能保持につながると認められること。
- ②市の認める道路施工基準に適合していること。
- ③地元自治会長・水利代表者等利害関係者の同意が得られていること。

【工事の費用負担】

道路法第 24 条の承認を受けて行う道路工事にかかる費用は、承認を受けたものの負担となります。また、完成物件は原則として市に帰属することになります。

【備考】

申請に基づき内容を審査のうえ、工事施工承認書を発行します（申請から約 2 週間）

【提出書類】

○申請（2部提出 工事の1週間前までに提出）

- 道路工事施工承認申請書
- 位置図（住宅地図等で所在地のわかるもの。縮尺 1/1000～1/3,000 程度）
- 実測平面図（地番、方位、縮尺等を記したもの。縮尺 1/250～1/500 程度）・実測横断面図※
- 構造物詳細図、計画平面図及び計画縦・横断面図※
- 求積図（物件の面積がわかるもの。縮尺 1/100～1/500 程度）
- 現況写真
- 利害関係人の同意書（地元自治会長及び水利代表者）
- 損害賠償責任負担書
- 帰属承諾書
- その他市長が指示する書類（字限図、地籍図、土地登記簿謄本等）※

[※]については、軽微な工事の場合には省略可

○工事等着手時（1部提出）

- 工事着手届

○工事等完成後（1部提出 完成後 30 日以内）

- 工事完成届（完成写真添付）

[申請先] 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 市役所本庁舎 2 階
宍粟市役所建設部建設課管理係 TEL：0790-63-3069 FAX：0790-62-9939